

平成十三年法律第八十九号

水産基本法
目次

第一編 第一章 総則（第一条—第十一条）	第二編 第二章 基本的施策（第十二条—第三十条）
第一節 水産基本計画（第十二条）	第二節 水産物の安定供給の確保に関する施策（第十三条—第二十条）
第二節 水産物の安定供給（第十四条）	第三節 水産業の健全な発展に関する施策（第十五条—第二十一条）
第三章 行政機関及び団体（第三十三条・第三十四条）	第四章 水産政策審議会（第三十五条—第三十九条）
附則 第一章 総則（目的）	附則 第二章 基本的施策（目的）

第一条 この法律は、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図ることに基づく事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。 (水産物の安定供給の確保)	2 水産業の健全な発展に当たっては、漁村が漁業者を含めた地域住民の生活の場として水産業の健全な発展の基盤たる役割を果たしていくことにならなければならぬ。また、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。
第二条 水産物は、健全な食生活その他健康で充実した生活の基礎として重要なものであることから、将来にわたって、良質な水産物が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。	3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
2 水産資源が生態系の構成要素であり、限りあるものであることから、水産物の供給に当たっては、水産資源が生態系にかんがみ、その持続的な利用を確保するため、海洋法に関する国際連合条約的確な実施を旨として水産資源の適切な保存及び管理が行われるとともに、環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖及び養殖が推進されなければならない。	4 政府は、毎年、前項の報告に係る水産の動向及び生産並びに水産物の加工及び流通が行わるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。
3 国民に対する水産物の安定的な供給については、世界の水産物の需給及び貿易が不安定な要素を有していることから、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、我が国の漁業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入とを適切に組み合わせて行われなければならない。 (水産業の健全な発展)	5 政府は、毎年、前項の報告に係る水産の動向及び生産並びに水産物の加工及び流通が行わるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。

第三条 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかかるべきなればならない。	6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
第七条 消費者は、水産に関する理解を深め、水産物に関する消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。 (消費者の役割)	7 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
第八条 消費者は、水産に関する理解を深め、水産物に関する消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。 (法制上の措置等)	8 政府は、水産をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに水産に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。
第九条 政府は、水産に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。	9 第六項及び第七項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第十一条 政府は、毎年、国会に、水産の動向及び政府が水産に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。	第一節 水産基本計画（第十二条）
十二条 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。	第二節 水産物の安定供給の確保に関する施策（第十三条—第二十条）
十三条 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。	第三節 水産業の健全な発展に関する施策（第十五条—第二十一条）
十四条 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。	附則 第一章 総則（目的）
十五条 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。	附則 第二章 基本的施策（目的）

善の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(水産動植物の生育環境の保全及び改善)

第十七条 国は、水産動植物の生育環境の保全及び改善の他必要な施策を講ずるものとする。

(排他的経済水域等以外の水域における漁場の維持及び開発)

第十八条 国は、排他的経済水域等以外の水域における我が漁業に係る漁場の維持及び開発を図るため、操業に関する外との協議、水産資源の探査その他必要な施策を講ずるものとする。

(水産物の輸出入に関する措置)

第十九条 国は、水産物につき、我が国の水産業による生産では需要を満たすことができないものの輸入を確保するため必要な施策を講ずるとともに、水産物の輸入によつて水産資源の適切な保存及び管理又は当該水産物と競争関係にある水産物の生産に重大な支障を与える、又は与えるおそれがある場合において、特に必要があるときは、輸入の制限、関税率の調整その他必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力の推進)

第二十条 国は、世界の水産物の需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における水産業の振興に関する技術協力及び資金協力その他の国際協力の推進に努めるものとする。

第三節 水産業の健全な発展に関する施策

(効率的かつ安定的な漁業経営の育成)

工夫を生かした漁業経営を展開できるようにして、漁業の種類及び地域の特性に応じ、経営管理の合理化に資する条件の整備、漁船その他の施設の整備の促進、事業の共同化の推進その他漁業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(漁場の利用の合理化の促進)

国は、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に資するため、漁場の利用の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第二十三条 国は、効率的かつ安定的な漁業經營を担うべき人材の育成及び確保を図るため、漁業者の漁業の技術及び経営管理能力の向上、新たに漁業に就業しようとする者に対する漁業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(漁業災害による損失の補てん等)

第二十四条 国は、災害によつて漁業の再生産が阻害されることを防止するとともに、漁業経営の安定を図るために、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

第二十五条 国は、水産加工業及び水産流通業の健全な発展を図るために、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、漁業との連携の推進、水産物の流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。

(水産加工業及び水産流通業の健全な発展)

第二十六条 国は、水産加工業及び水産流通業の健全な発展を図るために、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、漁業との連携の推進、水産物の流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。

(都市と漁村の交流等)

第二十七条 国は、水産業の生産性の向上を促進するとともに、水産動植物の増殖及び養殖の推進に資するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を目指す。

第二十八条 国は、水産業の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(技術の開発及び普及)

第二十九条 国は、水産に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国、独立行政法人、都道府県及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた水産に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(女性の参画の促進)

第三十条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保すること

とが重要であることにかんがみ、女性の水産業における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって水産業及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

第二十九条 国は、水産業における高齢者の役割、その他の漁業の従事者の労働環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第二十九条 国は、漁ろうの安全の確保、労働条件の改善を講ずるものとする。

第二十九条 国は、漁業の従事者の労働環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(権限)

第三十六条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要な事項を調査審議する。

第三十六条 審議会は、前項に規定する事項に関する農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

第三十六条 審議会は、前項に規定する事項に関する農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることとする。

(設置)

第三十五条 農林水産省に、水産政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第四章 水産政策審議会(以降)

第三十五条 水産政策審議会(以下「審議会」とい

る。)

第三十五条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十五条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十五条 水産政策審議会(以下「審議会」とい

る。)

第三十五条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十五条 水産政策審議会(以下「審議会」とい

</div

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(沿岸漁業等振興法の廃止)

第二条 沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第百六十五号）は、廃止する。**第三条** この法律の施行の際平成十三年における前条の規定による廃止前の沿岸漁業等振興法（以下「旧法」という。）第七条の報告書が国会に提出されていない場合には、同条の報告書の国会への提出については、なお従前の例による。**2** この法律の施行前に旧法第七条の規定により同条の報告書が国会に提出された場合又は前項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第七条の規定により同条の報告書が国会に提出された場合には、これらの報告書は、第十一条第一項の規定により同項の報告として国会に提出されたものとみなす。**3** この法律の施行の際平成十三年における旧法第七条の文書が国会に提出されていない場合は、同条の文書の国会への提出については、なお従前の例による。**4** この法律の施行前に旧法第七条の規定により同条の文書が国会に提出された場合又は前項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第七条の規定により同条の文書が国会に提出された場合には、これらの文書は、第十条第二項の規定により同項の文書として国会に提出されたものとみなす。**附 則** (平成一三年六月二九日法律第九二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成一四年六月一九日法律第七三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八十八号）の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。**附 則** (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から下「施行日」という。から施行する。**附 則** (平成二〇年五月二三日法律第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**附 則** (平成二六年六月二七日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。**附 則** (平成三〇年一二月一四日法律第九五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**附 則** (令和二年一二月一一日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**附 則** (令和五年五月二六日法律第三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**附 則** (令和六年六月五日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。